

# 普通徴収記入例

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

※1「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。  
 ※2「個人番号」の欄には、個人番号を記載してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受けたい場合は、前勤務先へ送付願います。新勤務先へ送付願います。

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

柏市長あて 令和●●年▲▲月××日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地 〒123-4560 千葉県柏市△△1-2-3	特別徴収義務者番号 00000000	R 7		R 8		F		F		F																									
フリガナ カシワ タロウ		フリガナ カブシキガイシャ マルマルバツバツショウジ		フリガナ カブシキガイシャ マルマルバツバツショウジ	特別徴収義務者番号 00000000	非課税 他市課税		非課税 他市課税		非課税 他市課税		非課税 他市課税		非課税 他市課税																									
氏名又は名称 株式会社 ○○××商事		代表者の職氏名 代表取締役 柏 和郎		氏名又は名称 株式会社 ○○××商事	整理番号 00001	※10. 退職した年の1月からの退職時までの給与支払額		※市町村ごとに異なります		課・係 人事課		氏名 千葉 花子		電話 00-××××-0000 (内線 123)																									
個人番号※2 12345678901234		個人番号※2 12345678901234		個人番号※2 12345678901234	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法		退職した年の1月からの退職時までの給与支払額		控除社会保険料額		退職した年の1月からの退職時までの給与支払額																								
受給者番号 1234		フリガナ カシワ タロウ		受給者番号 1234	氏名 柏 太郎 (旧姓)		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 120,000		(イ) 徴収済額 円 40,000 (6月から9月まで)		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 80,000 (10月から5月まで)		異動年月日 ●●. 9. 30		① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 育児休業 ⑥ 長期欠勤 ⑦ 死亡 ⑧ 会社解散 ⑨ 住所異動 ⑩ その他(特別徴収) ※10. 退職した年の1月からの退職時までの給与支払額																								
生年月日 昭和 平成 60年 1月 1日		個人番号※2 ××××××××××××××		生年月日 昭和 平成 60年 1月 1日	1月1日現在の住所 千葉県柏市○○1-2-3		給与の支払を受けなくなった後の住所		① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 育児休業 ⑥ 長期欠勤 ⑦ 死亡 ⑧ 会社解散 ⑨ 住所異動 ⑩ その他(特別徴収) ※10. 退職した年の1月からの退職時までの給与支払額		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 月分で納入 ( 月 日納期限分) ③ 普通徴収(本人納付)		2,000,000 円 控除社会保険料額 100,000 円		退職する年の給与支払額・控除社会保険料を記載してください。																								
◎給与の支払を受けなく		1. 異動 ( ) 2. 異動 ( )		9月末で退職した給与所得者の未徴収税額を、10月から普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円 (イ) 徴収済額 40,000円(6月から9月) (ウ) 未徴収税額 80,000円(10月から5月) ↑ 普通徴収税額		一括徴収の理由		徴収予定		◎転勤(転職)等による特		新しい勤務先の特別徴		新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒		氏名及び所属課、係名並びに電話番号		氏名		電話		(内線)		月分から徴収し、納入します。		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		納入書 要 ・ 不要		※市役所使用欄		納通・更正簿不要サイン リストOK <input type="checkbox"/>		簡易通知 <input type="checkbox"/>		納入書 <input type="checkbox"/>		しおり <input type="checkbox"/>	

◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。